



控

更正処分取消しに係る理由説明及び  
適正な調査事務運営を求める上申書

令和5年1月6日

札幌国税局長  
田島 伸二 殿

名古屋市中区栄1丁目13番2号  
愛織第2ビル2階

税理士法人 I m p a c t

代表社員 大箸 直彦



前事務年度から札幌国税局管内で「不当課税未遂事件」が発生している旨ご報告しており、一部の事案につきましては、札幌地方裁判所において国家賠償請求訴訟（以下「国賠訴訟」という。）を提起し、併せて札幌国税不服審判所に対して審査請求を実施しているところです。

この最中の、令和5年10月26日朝に、国賠訴訟と審査請求の当事者である株式会社F A R E A S T E A T I N G（以下「F A R社」という。）の事務所に、差出人札幌中税務署の分厚い封筒7通（以下「札幌中署の封筒」という。）が特定記録郵便にて郵送されて来ました。

何の説明も無く届いた札幌中署の封筒について、F A R社の代表者・古野生真氏（以下「古野社長」という。）は、恐怖とともに不信感を覚えたことから、直ちに、札幌中税務署総務課へ臨場し、「何の説明も受けていないので、発送した担当者に返却したい」旨を申し出て、応対に出た札幌中税務署法人課税部門統括官（以下「統括官」という。）に対して、札幌中署の封筒を開封せずに、すべて返却して参りました。

その際、応対に出た統括官から、札幌中署の封筒の中身について、札幌中税務署が令和5年6月29日付でF A R社に対して行った法人税等の更正処分の取消し通知と、新たに行う法人税等の更正処分の通知である旨の説明がありました。

現状、F A R社は、札幌中税務署からの郵便物は何も受領していない状況と認識しています。

<これまでの経過>

調査中であった5月後半から、理由はわかりませんが、札幌中税務署の調査担当統括官等の態度が突然変わり、調査における争点整理のために必ず行わなければならぬ修正事項の擦り合わせや事実確認に対応しない態度となっていました。

F A R社は、6月に入ってからも札幌中税務署の把握していない証拠書類の提出や事実関係の説明を繰り返し行ってきましたが、提出した証拠書類を確認している様子がなかったことから、このまま、事実と異なる内容で札幌中税務署の税務調査が終了してしまっては困ると考えていました。

そこでF A R社は、顧問税理士大箸（税理士法人 I m p a c t 代表者）に依頼して、自身の取引を見直し、札幌中税務署が把握できていない売上漏れ等を加算するとともに、証拠書類に沿って誠実に法人税等の修正申告書を作成し用意しておきました。

令和5年6月29日の午前11時から、調査結果の説明が行われましたが、想像どおり、証拠書類を多数提出していたにもかかわらず、調査結果の説明に反映されていない取引が多数あり、間違った内容となっていました。

令和5年6月29日の午後3時に、電子申告の方法でF A R社は、用意していた法人税等の修正申告書の提出を自主的に行い、札幌中税務署へ電話連絡しました。

令和5年6月29日の午後5時に、札幌中税務署の職員がF A R社を訪れ、違法な更正処分である旨の抗議を聞かず、F A R社の提出した修正申告書の内容を踏まえない「誤った内容の更正通知書（今回取消す予定のもの）」を強引に交付したものです。

つきましては、次の2点について上級官庁である札幌国税局長から、札幌中税務署長に対してご指導いただけますと幸甚です。

## 1 更正処分取消しに係る理由説明

更正処分については、課税権を有する税務当局が、納税者に対して行う最も強い国家権力の行使と認められます。

納税者の立場においては、更正処分とそれに続く税金の督促及び徴収は、国家から受ける重大な不利益処分です。

このような重大な国家権力の行使については、当然に法律に沿って適正にかつ慎重に行う必要があります、更正処分実施の際に発行される更正通知書の内容等については、内容等に間違えがあることなど絶対に許されるものではありません。

札幌中税務署が令和5年6月29日付でF A R社に対して行った法人税等の更正処分については、本税、加算税を合計すると約6,600万円もの金額の多額な更正処分であり、その後、8月7日にはこの処分に基づく税金の督促状も発出されています。

更正通知書の内容に誤りがあったということであれば、交付から4か月もの間、「誤った内容の更正通知書」が交付された上で放置されていたことになりますが、これだけの重大な納税者に対する不利益処分の誤りがあったことになりますので、札幌中税務署からF A R社に対して、誠意をもって、更正処分の取消しに至った経緯の説明を行うよう指導していただけますと幸甚です。

実は、今回のケースは、単なる事務処理ミスではありません。令和5年6月29日の更正通知書交付の当日、F A R社の顧問税理士大箸は、使送に来た札幌中税務署の職員に対して、違法な更正処分である旨を繰り返し抗議しました。札幌中税務署の職員は、「審判の場で主張しろ」と答えるのみで、「受領書のサインは拒否しても良いがとにかく置いていく」として、抗議を無視して、F A R社に対して強引に「誤った内容の更正通知書」を交付しています。

つまり、札幌中税務署及び札幌国税局法人課税課の判断により、「誤った内容の更正通知書」は、恣意的に交付されたものと認められます。

その後、違法な更正処分であり「誤った内容の更正通知書」である旨を国税庁にも相談しましたが対応していただけなかったことから、F A R社は、ルールに沿つて手順を踏み、強引な更正通知書の交付や、その後の督促状の交付に対して、恐怖を感じながら、やむを得ず、8月4日に国賠訴訟を提起したものです。

また、審査請求についても、税務当局に相談したところ「ほかに救済を受ける手段がない」ことから、多大な時間と労力をかけて精神的な圧迫も受けながら審査請求書を作成し8月23日に提出しています。

ここまで経緯を見ていただければわかるとおり、令和5年6月29日の更正処分については、F A R社にとって極めて重大な不利益処分であり、その後、恐怖と苦痛に耐えながら、この更正処分に振り回され必死に対応してきたところ、札幌中税務署から、何の理由説明もなく更正処分を取消すと言われても、戸惑うとともに、全く理解ができません。

## 2 国税庁の事務運営指針に沿った調査事務手続きの実施

国税庁は、税務調査に関する事務手続きの基本的な考え方について「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）（以下「調査手続指針」という。）」でルールを定めており、納税者及び税理士は、この調査手続指針に沿つて税務調査の手続きが行われるものと考えて、協力・対応しています。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することにある」とされています。

今回、F A R社は、誠実に証拠書類に沿って修正申告書を作成し、何の落ち度もなく自発的に提出したのですから、札幌中税務署が令和5年6月29日に行った更正処分を取消すのであれば、調査手続指針の「第二章4 調査終了の際の手続き(4)調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明」のとおり（注）調査を再開し、修正申告書の内容に係る事実関係の確認を行った上で、新たな更正処分を本当に行う必要があるかどうか判断するように指導していただけすると幸甚です。

（注） F A R社は、調査結果の説明の後に、法人税等の修正申告書を提出していますが、この内容には証拠に基づく新たな事実が多数含まれていることから、国税庁の調査手続指針の「当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合」に該当すると認められます。

### 3 最後にお願いしたいこと

現在、F A R社の事件をはじめ一連の札幌国税局管内の不当課税未遂事件については、北海道地域の納税者のみならず、全国の税務関係者の注目を集めているところと存じます。

私は、国税組織に育てていただいたおかげで、税理士として仕事ができるいると感謝しています。感謝しているからこそ、組織を知る自分に与えられた運命・役目と理解し、様々な問題点について僭越ながら率直に申し上げています。特に、税務調査の事務には真剣に取組んできた思いがありますので、真実をあばき、是は是、非は非として、適正かつ厳しい調査が、正常に実施されるようになるよう願っています。

札幌国税局長の賢明なご判断により、北海道の納税者に対して、適正公平な課税が実現されるとともに、納得し信頼できる解決をご指示いただくようにお願い申し上げます。